

商標審査基準改訂案

商標法3条1項3号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>1. 「商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状(包装の形状を含む。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格」(以下「商品又は役務の特徴等」という。)について</p> <p><u>商標が、その指定商品又は指定役務に使用されたときに、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴等を表示するものと一般に認識する場合、本号に該当すると判断する。</u></p> <p><u>一般に認識する場合とは、商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして、一般に用いられている実情を要するものではない。</u></p>	<p>1. 「商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状(包装の形状を含む。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格」(以下「商品又は役務の特徴等」という。)について</p>

商標法3条1項6号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>1. 「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」とは、例えば、以下の(1)から(3)に該当する場合をいい、下記の2. から 11. までに挙げるものについて、本号に該当すると判断する。</p> <p>4. <u>元号を表示する商標について</u> <u>商標が、例えば、会社の創立時期、商品の製造時期、その他の日付・期間を表示するものとして一般的に使用されている等、元号として認識されるにすぎない場合は、本号に該当すると判断する。</u></p>	<p>1. 本項第1号から第5号までに該当しないものであっても、一般に使用され得る標章であって、識別力がない場合には、本号に該当すると判断する。例えば、以下の2. から 11. までに挙げるものについて、本号に該当すると判断する。</p> <p>4. 現元号を表示する商標について 商標が、現元号として認識される場合(「平成」、「HEISEI」等)は、本号に該当すると判断する。</p>

商標法4条1項7号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>2. 本号に該当する例</p> <p>① 「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>② 「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断される場合。</p> <p>④ 国旗(外国のものを含む)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。</p> <p>⑤ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。</p> <p>⑥ 音商標が国歌(外国のものを含む)を想起させる場合。</p> <p><u>⑦ 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、その品種登録出願の出願公表後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があると認められる場合。</u></p>	<p>2. 本号に該当する例</p> <p>① 「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>② 「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断される場合。</p> <p>④ 国旗(外国のものを含む)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。</p> <p>⑤ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。</p> <p>⑥ 音商標が国歌(外国のものを含む)を想起させる場合。</p>

商標法10条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。</p> <p>2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。</p> <p>2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。</p>

商標法施行規則**第二十二条**

2 特許法施行規則第二十六条第三項から第六項まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条及び第三十条(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正)の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

特許法施行規則

第三十条 特許法第四十四条第一項第一号の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。

1. 「二以上の商品又は役務」について

指定商品又は指定役務が類似商品・役務審査基準における包括表示で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の商品又は役務に出願を分割することができるものとする。

2. 国際商標登録出願について

国際商標登録出願については、第68条の12の規定により、本条の規定は適用しない。

商標法施行規則**第二十二条**

2 特許法施行規則第二十六条第三項から第六項まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条及び第三十条(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正)の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

特許法施行規則

第三十条 特許法第四十四条第一項第一号の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。

1. 「二以上の商品又は役務」について

指定商品又は指定役務が類似商品・役務審査基準における包括表示で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の商品又は役務に出願を分割することができるものとする。

2. 国際商標登録出願について

国際商標登録出願については、第68条の12の規定により、本条の規定は適用しない。

附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条（書換）

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
削除	